

社会福祉法人ライフサポート協会

10 周年記念誌：もくじ

第1部 草創期（1999～2002 年）

1. 法人設立前夜（法人のルーツ）
2. 法人設立と理念
3. 草創期の事業
4. 地域福祉推進の取り組み

第2部 事業拡大とネットワーク形成（2003～07 年度）

1. 住吉総合福祉センターの受託から障がい事業の展開
2. 地域自立生活支援センター・特養なごみの開設
3. オガリ作業所の駅前への移転
4. 揺れる総セン～大阪市の動向と福祉拠点の役割づくり
5. 住み慣れた地域で暮らしたい～「きずな」の開設
6. 地域福祉推進の取り組み

第3部 今後の福祉課題を見据えて…

年表：この10年

第1部 草創期（1999年～2002年）

ライフサポート協会発足の源流には、同和対策事業にはじまった「人権のまちづくり」の取り組みがあります。それは差別の解消を目的とした地区の福祉推進にありながら、地区内にとどまらない支援を視野に入れたものでした。

同和対策事業が2002年に役目を終えることを目前にした中で、地域で培われてきた取り組みを活かした形で1999年7月に社会福祉法人ライフサポート協会は誕生しました。設立時より謳われた法人の理念には、差別を受け、社会から排除されてきた歴史を持つがゆえに、差別を憎み、すべての人の尊厳が守られる社会を、地域福祉活動を通じて実現しようという地区住民の長年の願いが込められていました。



1999年6月30日法人設立記念式典・祝賀会（左：故大伴初代理事長、右：役員紹介）



初期の通所介護（高齢者デイサービス）のアウトティング：総セン職員の応援体制を得ての事業立ち上げでした

本文中の記載について

- ① 住吉総合福祉センターの施設名を部分的に「総セン」と表記しています。長く地域で呼ばれてきました愛称です
- ② 障がいの表記は原則として「障がい」と記載していますが、「障害者自立支援法」などの法令や、コメント記載部分などは「障害」記載の箇所があります。

1. 法人設立前夜（法人のルーツ）

【部落差別の実態と同和対策事業】

社会福祉法人ライフサポート協会が発足した住吉地区は、「被差別部落」として社会から差別され、排除されていた地域でした。中世以来の身分差別によって形成された「被差別部落」は、明治以降の近代社会に新たな貧困地域として引き継がれ、高度経済成長の日本社会から取り残されていました。1960年頃の住吉地区の住環境は、木造バラック建てが多く、4割が六畳ひと間に一家6～8人が暮らす劣悪なものでした。生活実態は、臨時工・半失業者の世帯が3割で、当時、低所得の典型であった公務員の初任給2万円に対し、地区の平均所得は2万1千円にとどまっていた。学業への余裕がなく中学生の4割が長期欠席で、府下の高校進学率が60%台のころ、地区の進学率は7%に過ぎませんでした。1965年、「内閣同和対策審議会答申」が出され、差別解消が国の責務であり、国民的課題であることが明らかにされ、本格的な差別実態の解消への取り組みが同和対策事業として進められていきました。



左:狭くて雨水のあふれる通り。

右:住宅改善後の町並み



【人権のまちづくりの取り組み】

差別による劣悪な環境や生活実態を改善しようと、住吉地区の住民も立ち上がりました。地区住民の様々な階層の代表者によって、1973年、「住吉地区総合計画実行本部」が設置され、部落差別のない人権の町づくりに取り組むことになりました。そこで最初に、町づくりを進めるにあたって「6つの原則」を定めました。①我々が永住するまちである、②すべての地域住民を対象とする町づくりである、③人間のつながりを大切にする町づくりである、④住民の健康を守る町づくりである、⑤子ども・老人・障害者がのびのびと生活できる町づくりである、⑥近隣住民に開かれた町づくりである、という諸原則は、35年以上前に作られたにもかかわらず、「ノーマライゼーション」「バリアフリー」「ソーシャルインクルージョン」など、「人権のまちづくり」にふさわしい今日的な課題を表現したものでした。この町づくりの中で、老人福祉センター、障害者会館、診療所等の地域福祉の拠点が次々と建設されていきました。また、地域の高齢者の支援のためのホームヘルパー事業などのサービスが生まれていきました。



【部落の福祉課題から地域の福祉課題に】

町づくりの原則にあるように、これらの同和地区住民の生活改善への取組みは、同じような課題を抱えている近隣住民のためのものとして広がりを見せていきます。

1986 年に開設した住吉総合福祉センター(老人センター・障害者会館・診療所の合築施設)は、当初より地区内外の高齢者・障がい者の支援に取り組んでいました。特に、障害者会館は地区内外の障がい児の就学支援・機能訓練の取組みから建設されたものでした。高齢者支援でも、同和対策によるヘルパーは近隣の生活困難を抱えた高齢者宅を訪問しています。1990 年に入って、地区住民から大阪市に対して、同和対策でなく一般施策として広く区民の課題に対応できる福祉事業への転換が求められていました。2000 年の介護保険法施行を前に、同和対策ではない福祉事業を推進するための事業母体の設立の機運が盛り上がり、社会福祉法人ライフサポート協会が誕生することとなりました。



福祉のとりで

「住吉総合福祉センター」

(老人センター・障害者会館・診療所の合築)

2002 年の改装(大広間・診療所の移設)以前の姿

当時は写真手前 1 階が和風の大広間と庭園、現在は 1 階が診療所と駐車スペース 2 階に大広間とテラスになっています。

2. 法人設立と理念

【法人設立の原点】

1999 年 3 月 1 日に開かれた第 1 回住吉地区社会福祉法人設立準備委員会は、設立趣意書(次のページ参照)の中で、法人が「人権の町づくり」の取組みの中から設立されることになったことを明らかにしています。続く 6 月 30 日に行われた法人設立記念式典では大伴清馬初代理事長が、法人設立の原点を次のように説明されました。『21 世紀を目前に設立される私たちの協会がめざす活動は、地域において住民一人ひとりが自分らしく生きがいをもって暮らしていくことを権利として保障すること、お互いを支え合いながら暮らしていける地域福祉社会の建設に貢献することにあります。当事者による「自己決定」を尊重し、自己選択できる障壁のない人権の保障された社会のしゅきを築き上げていくということ、私たちの原点はそこにあります。』

【法人理念と使命】

法人設立の経過と原点は、以下の法人理念と使命に明確に反映されています。

法人理念「すべての人が尊敬される社会の実現」(人権確立社会の実現)

法人使命 ①人間の尊厳を守る地域生活への貢献

②一人ひとりが助け合い生きいきと暮らせる町づくり

③安定的事業の推進

この理念は、差別を受け、社会から排除されてきた歴史を持つがゆえに、差別を憎み、すべての人の尊厳が守られる社会を、地域福祉活動を通じて実現しようという地区住民の長年の願いが込められていました。

地域生活を支援する様々な福祉事業に取組み、当事者の声や思いを第1にした援助を実現していくこと。当事者のその人らしい暮らしを実現するために活用すべき制度や仕組みがなかったり、不十分である場合、そのことを社会的に訴えていくことも含めて私たちの福祉事業の最も大切な使命であると考えています。

同時に、差別は人と人の関係を断ち切っていくことを考えれば、私たちの使命は活動を通じて人と人がつながりあえる、支えあえる関係を広げていくことにあると考えます。単に事業者として個別のサービスを提供することにとどまらず、その当事者の周りに多くの支援者の輪を築くこと、当事者自身が地域で必要な存在として認められるような関係づくりに力を注ぐことが重要です。地域の住民と一緒に「地域福祉力」の発展に寄与することをめざします。

そして、私たちが、身近な地域に密着して総合的福祉事業を効率的に展開することによって、この地域福祉力を支えていくこと、地域から安心して協働してもらえる事業を推進していくことが私たちの使命でもあると考えています。

住吉地区社会福祉法人設立趣意書

私たちは、1990 年以来、部落解放の町づくりの総仕上げの段階として地区の総合福祉計画を策定し、現在に至る福祉運動の原点とも言うべき「福祉と人権」の町づくりを推進してきました。この私たちが目指してきた福祉と人権の町づくりとは、「すべての人々が自分らしく生きていけるために、生きがいをもって共に支え合いながら生きていける社会づくり」であり、まさしく「人間の町」にふさわしい町づくりをめざすものです。

「自分が生まれたこの町で人生を全うし、最期を求める」という人間として当たり前のこと、「高齢者も障害者もみんなのびのびと暮らせる町づくり」をめざし、30 年前より取り組んできた総合計画がいよいよ実現の段階を迎えました。

この間、私たちは福祉の町づくりの実現のための具体的目標を掲げ、「24 時間介護福祉計画」を推進し、介護保険制度を目前にした今日的な介護福祉のあり方の現実的な道筋を明らかにしてきました。これまでの取組みをふまえて、私たちは今、住吉に社会福祉法人を設立し新しい福祉の時代をリードする拠点をみんなの手で築き上げていくことを決意しました。

これまで地域福祉の拠点として歴史的な役割を果たしてきた総合福祉センターが展開してきた事業を部落解放運動が長年培ってきた財産として社会福祉法人に正しく継承し、有機的な連携でもって発展させていかななくてはなりません。

これまでの障害者デイサービス事業、生活支援型食事サービス事業、早朝・夜間のホームヘルプサービス派遣事業に加え、法人格を持つことによって実施できる高齢者デイサービス事業、在宅介護支援センター事業、周辺地区の多くの高齢者にも必要とされるヘルパー派遣、さらに高齢者ケア、ターミナルケアを目的としたシルバーハウジング構想、未だ整備されていない住吉区での知的障害者通所施設構想等、私たちはあらゆる可能性を持って地域社会を支援する社会福祉法人の構築をめざしていくところです。

時あたかも 21 世紀を目前として新しく誕生する住吉社会福祉法人が人間らしく暮らせる地域福祉と人権の町への社会づくりに貢献し、その実現をめざしていきます。

1999 年 3 月 1 日

住吉社会福祉法人設立準備委員会
(社会福祉法人設立発起人会)

3. 草創期（1999～2002 年度）の事業

法人が設立された 1999 年の 7 月に老人デイサービス事業と在宅介護支援センター事業が、少し遅れて 8 月からホームヘルプサービスが事業を始めました。

2000 年 4 月からは介護保険法に基づく事業が開始され、居宅介護支援事業、通所介護事業、訪問介護事業と在宅介護支援センター事業として活動が行われました。

当初、法人の職員は 5 名で、それまで同和対策事業として活動されていた人権協会のホームヘルパーや住吉総合福祉センター職員などが法人の活動を応援する形で一緒に関わってくれていました。法人事務所も住吉総合福祉センターの地下にあり、これまでの同和対策での福祉拠点をベースとした活動が始まりました。

【在宅介護支援センター事業】

在宅介護支援センターは、1999 年度の月間延べ相談件数が 86 件で、電話相談や訪問相談が 9 割でした。相談内容は在宅福祉や保健医療に関わるものがほとんどでしたが、特に 1999 年 10 月の介護保険申請開始から 3 月のケアプラン作成依頼時に相談件数が急増しました。はじめての事業を進める上で、まずは地域の社会資源やネットワーク委員などの福祉活動家との連携やネットワーク作りに全力を上げていきました。しかし、大阪市が介護保険事業に福祉事業の重点を移していき、センター運営予算が毎年削減されていった結果、当初の専従 2 人体制を維持することが困難となり、2002 年には専従 1 人体制の活動となりました。

【通所介護事業】

高齢者デイサービス事業は、住吉総合福祉センターの 2 階の一部で事業を開始しましたが、場所の狭さから定員 15 人でのスタートとなりました。1999 年度の登録者数は 50 人を超えていたものの、1 日の平均利用者数は 6 人と非常に小規模なものでした。人権協会職員であった総合福祉センター職員の協力を得ながらのデイサービスでしたが、法人としての専従体制の不足もあり、援助内容のむらが見られ、なかなか安定した事業展開とは行かない状況でした。2000 年 9 月から法人専従体制を整備することによって、年間計画に沿った形で個別援助内容の充実が図られ、利用者数も確実に増加しました。車椅子や座ったままでも効果的に運動できる「なごみフラワー体操」が吉川 PT 指導の下に作成され、一日の始まりとして定着したのもこの頃でした。



【訪問介護事業】

1999 年度のホームヘルプサービスは、102 件の登録者（うち 35 件が同和地区住民）があり、実利用人数は 80 人でした。それまで同和対策事業で活動していたホームヘルパーを、人権協会と業務契約する中で、法人事業のスタッフとして引き続き活動してもらいましたが、当初の住吉中学校区から住吉連合町会にまで重点エリアを広げて利用者の受入を行った結果、介護保険の訪問介護事業となった 2000 年 4 月には登録者 127 人、利用実人数 100 人へと拡大しました。登録ヘルパー

制度やチーム運営方式等の体制を整備した中で、2002年3月には事業規模が当初の2.4倍にまで拡大しています。2003年4月には契約していた人権協会ヘルパーを法人の正規職員として迎え入れ、本格的な事業の拡大に取り組みました。

【居宅介護支援事業】

2000年度から事業が開始された居宅介護支援事業はケアプラン作成件数119件でした。当初、人権協会や診療所の非常勤ケアマネに多くの協力をもらうことによって事業の基礎を作ることができました。常勤ケアマネ体制を充実した2002年4月には、当初の1.6倍に事業規模を拡大しています。利用者中心の援助計画をどう作っていけばいいのか試行錯誤の連続でしたが、大阪市立大学の岩間伸之先生にスーパーバイザーとして事例検討会を指導していただき、なごみ居宅の水準の統一と向上につとめました。

【生活支援型食事サービス事業】

地域生活支援に欠かせない配食サービスについては、2001年に大阪市から「生活支援型食事サービス事業」を受託し、本格的に地域サービスに乗り出しました。それまで、住吉総合福祉センターで地域の女性を中心としたワーカーズ「あやめ」による同和地域の高齢者のための会食サービスが実施されていましたが、法人が配食サービスを開始するに当たり、これまでの地域住民の生きがい事業の力を引き続きお借りする観点から、調理はワーカーズ「あやめ」さんに、配食はこれも地域の高齢者等生きがい事業団の「かもめ」さんに、それぞれ業務委託することになりました。

配食サービスは2002年に近隣100人の高齢者の在宅生活を支援することができました。



4. 地域福祉推進への取り組み

【住吉区北西部地域福祉実態調査】



地域福祉計画策定に向けてのワークショップ

ライフサポート協会は、当初から同和地域での地域福祉の経験をより広い近隣地域に広げて、同じような生活困難を抱えた高齢者や障がい者への支援に取り組もうとしていました。そこで、法人が主な事業対象エリアとしている住吉区北西部(住吉・東粉浜・墨江・清水丘の4連合町会:人口5万人)の地域福祉の課題を明らかにするため、2001年3月、厚生労働省の地域福祉モデル事業を活用した地域福祉実態調査に取り組むことになりました。白澤政和大阪市立大学教授を委員長とした調査委員会が立ち上げられ、4連合町会の町会長、民生委員長、ネットワーク委員長等の地域住民代表、9つの障がい者作業所、3つの社会福祉法人、高齢者家族会等に区役所、区社協が参画して取り組まれました。調査の結果、地域における相談・情報提供の必要

性や住民間の支えあいの大切さなど、地域福祉ネットワークの重要性が明らかになるとともに、特に障害者に対する社会資源などの施策の貧困が浮き彫りになりました。その結果、①2003 年度の大阪市地域福祉計画策定を実効あるものにするため、2002 年度に住吉区をモデル区とした地域福祉計画策定の事業を求めていること、②24 時間 365 日の地域自立生活支援センター建設の必要性、③同和対策終了後の住吉総合福祉センターの新たな役割の重要性等についての法人課題が明らかになりました。

【住吉区地域福祉計画モデル事業】

2001 年 11 月に開かれた地域福祉計画学習会で、住吉区長がモデル事業導入を決意表明し、翌 2002 年 4 月、住吉区地域福祉計画策定委員会が設置されました。委員会には地域振興会、地区社協、民生委員協議会、地区ネットワーク委員会、老人クラブ連合会、地域女性団体協議会、身体障害者団体協議会、大阪市立大学、医師会、歯科医師会、薬剤師会、介護保険事業者連絡会、人権協会、障害者作業所、要介護高齢者を抱える家族会、人権文化センター、総合福祉センターなどの各代表が参加しました。その後、全連合町会ごとに12回のワークショップが開催され、360 人を超す参加者によって、地域福祉の課題を集める作業を実施し、2004 年の地域福祉計画住吉区アクションプラン策定委員会へとつながっていきました。

ひとこと

「社会福祉法人ライフサポート協会の設立 10 周年を迎えて」

1997 年の第 37 回部落解放同盟住吉支部大会では「これからの解放運動は一般施策を活用する時代に入り、特に福祉分野においては『法人』の設立が極めて重要になる」ことが提起されました。

そして 2 年間の準備の末、1999 年 6 月 30 日法人設立セレモニーで名実ともに福祉事業のスタートを歩みだしました。

この 10 年間を振り返り重要な役割を担っていただいた関係者の皆さんに改めて御礼申し上げるとともに、これからの地域における「法人」の果たす役割と任務についていくつか提起したいと思います。

まず第一は「伝えたい」事です。この地域には「差別と貧困」を解決させるための自主的な部落解放運動 50 年以上の歴史があります。特に町づくり運動で培った財産（信頼と連帯）を「社会福祉法人設立」へとつなげてきたことです。

第二は「守りたい」事です。法人の理念である「すべての人が尊敬される社会の実現」は解放運動の原点である「人の世に熱あれ・人間に光あれ」と同質のものであり、「支えあい、助け合い」で安心して暮らせる地域づくりであるということです。

第三は「広げたい」事です。地域福祉のあり方で「制度に人を合わせる」のではなく「人に制度を合わせる」姿勢・施策が基本であることです。

設立 10 周年を迎えた「法人」は、これからも地域に信頼され期待され、そして「区から市レベル」へと先を見据え「伝えたい・守りたい・広げたい」精神で一步一步前進させていきたいと思います。

人の世に熱を、人間に光を、サービスにぬくもりを！

住吉第五町会会長 小住光さん

…部落解放同盟住吉支部前支部長で法人設立時からの理事でもあります。同和対策事業が 2002 年 3 月末に期限が切れてから以後の解放運動の重点を地域の住民福祉・教育にかかわる・つながることに置き、あらゆる差別の解消に向けた運動をすすめられています

ひとこと

設立 10 周年おめでとうございます。2000 年から始まった介護保険。住吉に受け皿となる法人を地域をあげて作ろうということになったのですが、なにぶん当初はまったくの素人集団で横から見ていた私たち旧の総セン職員も本当に成功するのか無責任ながら不安でいっぱいでした。学習を続けていくうちに今までとの違いは、利用者と事業を結びつけるケアマネジャーの存在だけだとわかり、受験資格があるなら「自分が取ってもええん違う？」と思いたって何とか資格も取り、設立当初は多少の協力もできたかなあと考えています。よりよい地域福祉のためできる限り協力していくつもりです。



理学療法士 吉川経祥さん

…設立当初から専門職として、地域の障がい者支援者として法人をサポートいただけてきました。現在も総センを活用しての地域リハビリ事業でご活躍中です。

ひとこと

設立当初の思い出

今もその日の記憶が鮮明に残っている。1999 年 1 月 11 日、当時地区協職員だった私は、新たな決意をもって総セン地下に向かった。社会福祉法人設立準備は長机とパイプ椅子だけの部屋から出発した。

住吉支部の最重点課題は、総合福祉センターが長年にわたり同和対策事業で積み上げてきた成果を、社会福祉法人設立によって「法」期限後も発展的に展開していこうと言うものであった。同時に福祉と人権の町づくりへの地域住民の願いを込めた一大プロジェクトでもあった。小住本部長を始めとする「支部 24 時間介護福祉計画推進会議」では事業計画、事業実施体制を検討し、準備開始から半年後の 6 月 30 日、大阪市より法人設立認可が決定され、翌月 7 月 6 日、社会福祉法人ライフサポート協会は産声をあげることができた。

今、思い起こせば私自身が若きながらも最も燃えていた時でもあった。人生の中で一度あるかないかのようなチャンスを与えてくれた先輩方に本当に感謝の気持ちで一杯である。

法人勤続 10 年となった私であるが、今でも様々なことを教えてくれている。人間の命の尊さ、人への優しさ、思いやり・・・。

そして自分の胸に手を合わせて正直に生きていくことを教えてくれた皆さんに感謝したい。



職員 松永 年雄さん

…阪木奈穂美さんとともに勤続 10 年職員です。事業管理者～居宅介護責任者を経て現在はきずなの主任兼介護支援専門員です

ひとこと

「たくさんの支えを感じて…」

1999年1月11日法人準備室にて仕事が始まる。会議机2台とパイプ椅子3脚に職員が3人（他に松永さん・松浦さん）という本当に右も左もわからないところからのスタートでした。

当時の地域福祉運動がめざした路線を使命と感じ「私に手伝えるならやってみよう」と市同促職員を退職する決心をしたことを覚えています。高齢者デイの職員を半年したころ、ヘルパーのコーディネーターが倒れたため、急きょ責任者に指名されました。通常業務に加えて書類作成や会議が毎日のようにあり、時間がいくらあっても足りない日々でした。おかげでその日のことはその日のうちに片付ける癖が身につきました。…とはいえ職員一同汗と涙を流しつつもとても楽しい日々でした。

私にとって『川の流れのように』『フラワー』『夜空ノムコウ』の3曲は大切な曲で、それぞれの歌詞が当時の私の気持ちを代弁してくれるものでした。スタッフの飲み会でも最後は決まって『フラワー』を歌い、手をつないで輪になって、なぜか涙も流しながら笑っていたことを思い出します。

…♪あの頃の未来に 僕らは立っているのかなぁ♪…いつも自問自答しながら法人の10年を支えてくださった多くの方への感謝と、現在もここに私がいることをあらためてうれしく思います。

職員 阪木奈穂美さん

…松永年雄さんとともに 10 年勤続の職員です。高齢者通所から訪問介護責任者を経て現在総セン教育啓発事業部の所属になっています



左:改装前の総セン正面玄関にて(当時の総センは上履き制でした)。上:高齢者の生きがいと健康づくり事業「陶芸教室」にて後列右端が阪木さん

第2部 事業拡大とネットワーク形成（2003～07年度）

住吉総合福祉センターの一部を活用した小規模な在宅の介護保険事業所として歩み始めたライフサポート協会ですが、早くも設立2年にして地域の福祉課題や、現場の実情から、より多様な事業をおこなうべく論議をはじめています。

この時期には、論議を受けて「住吉総合福祉センターの受託運営」「障がい児者への支援事業の開始」「地域自立生活支援センターなごみの開設」「小規模多機能居宅介護きずなの開設」というように一気に事業の幅を広げることになりました。

職員の数も、事業の種類も、利用者数も急速に拡大したため、人材育成や経営管理に多くの課題を擁しました。また、時の政府によってうちだされた『骨太の方針』は福祉予算の毎年2200億円の抑制を迫ったこともあり、介護保険・障がい者支援の各事業にも利用者への負担増や、事業単価の抑制・削減などがおこなわれたため、厳しい環境下での拡大でもありました。

しかしながら多様な利用者像に合わせた事業展開と、他の事業者などとのネットワーク形成を通じて、逆風のもとでも毎年のように新たな事業に、新たな職員、新たな利用者を迎えることができ、地域福祉の取り組みも着実に前進を果たした時期と言えるでしょう。



「なごみ通信」創刊号 2002年10月



上:2008年「ライフサポートまつり」より
下:区役所での「オガリ作業所」販売

1. 住吉総合福祉センターの受託から障がい事業の展開

【住吉総合福祉センターが建設された経過】



住吉総合福祉センターは、住吉地区の総合計画事業の中で、診療所、老人福祉センター、障害者会館の合築施設として、1986年に建設されました。

部落差別による劣悪な労働実態によって、住吉地区の高齢者の平均寿命は一般地区より10歳短いといわれており、また、不安定な就労と生活基盤の中で、「労働災害」や「出生時の損傷」による障がい児(者)が全国平均の2倍もいました。これらの課題を解決するために、1973年には仮設「老人憩いの家」が地区の高齢者の憩いの場として建設されました。一

方、住吉障害者会館の構想は、1974年8月の住吉地区総合計画実行本部合宿において、「部落解放住吉地区身障児(者)施設教育・医療・労働センターの建築案」として提案されました。この建築案は、総合計画の一環としての障がい児(者)施設建設を通じて、部落の障がい児(者)を中心に、近隣住民とともに障がい児(者)の地域生活支援を実現することを目的にまとめられたものです。その後、建設案の検討を繰り返し、1976年10月住吉障害者会館の前身となる仮設「住吉身障センター」がオープンし、10年後の1986年、高齢者・障がい者を中心とした地域福祉の砦として「住吉総合福祉センター」がオープンしました。

【同和対策の終焉と新たな総合福祉センターの課題】

住吉総合福祉センターは、同和対策で出来た施設であったにもかかわらず、地区内外の高齢者・障がい者の福祉の砦としての活動を続けていました。しかし、2002年3月の同和対策事業の終焉を目前にして、地元では築き上げた福祉の活動をどう引継ぎ、発展させていくかの議論が深められていました。一方、法人内部では、2001年3月に行われた住吉区北西部の地域福祉実態調査で明らかになった区内の障がい者支援の社会資源の圧倒的不足の現状に対し、法人としてどう取り組んでいくかについての検討もされていました。

第3期第3回法人評議員会(2001年9月28日)において、2003年4月に住吉総合福祉センターの管理を大阪市から受託し、新たな一般施策を活用して地域の高齢者・障がい者の自立生活支援の事業を展開していくことが決定されました。翌年には、「住吉総合福祉センター基本計画策定委員会」が設置され、新規事業の内容と総合福祉センターの事業課題についての検討が行われました。当時検討された事業課題は次のようなものでした。①障害児教育・保育支援事業、②精神障害者健康相談事業③障害者権利擁護事業、④障害者就労支援事業、⑤障害者デイサービス事業、⑥地域リハビリ推進事業、⑦高齢者生きがいと健康づくり事業、⑧高齢者ふれあいデイサービス等。新たに建設が計画されていた「24時間地域自立生活支援センター」が主に介護保険事業を使った高齢者施設を目指すのに対して、総合福祉センターは元気高齢者と全ての障がい児者の地域での自立生活を支援する拠点という位置付けをして取り組むことになりました。

【受託後の障がい事業の展開】

先駆者たちの熱い思いで立ち上がった住吉総合福祉センターでしたが、法人委託の補助金は約6割まで下がり厳しい運営を強いられることとなりました。2003年4月、人権協会職員であった旧住吉総合福祉センター職員の4人が新たに法人職員となり、彼らと新規採用の職員を含めた11人で住吉総合福祉センターは再出発することになります。

受託後の最初の仕事は、ニーズの掘り起こしと利用者獲得でした。管理受託準備の段階から住吉・住之江区内の各小中学校、作業所等にアンケートによるニーズ調査を行いました。その結果、余暇活動のニーズの高さが浮き彫りになりました。そして、初年度は障害児のための休日の活動の場所としての「児童デイサービス」、作業所が終わった後の余暇活動支援を目的とした「イブニングサービス」を開設しました。その後、児童デイサービスは放課後、長期休暇も含めたデイサービスへ発展し、イブニングサービスは余暇活動を通じて、自分たちのしたいことを実現することで、利用者の自主性の構築に有効な役割を果たしてきました。しかしながら、自立支援法の下、作業所後の集団活動の利用が禁止され、惜しまれながら事業を廃止することになります。

精神に障がいのある方への専門的な支援は、1年目はモデル事業で準備を行い、その実績をもとに「精神障害者地域活動支援センター」を受託し、2004年8月1日に『こころの相談ネットふうが』が誕生しました。「ふうが」は、それまで地域で「生活しづらい」思いを感じている人の日中活動の場、相談の場、仲間づくりの場等の居場所を提供することを目的としています。気軽に來ることのできる場所の存在によって、「生活しづらさ」の軽減に繋がっていくことをめざしています。

この2003年4月から支援費制度が始まり、福祉のサービス化により日本の障がい福祉は大きな変革期を迎えることになります。住吉総合福祉センターは、制度の谷間である余暇活動を中心に、その後の自立支援事業とは一線を引き、総合相談・人権啓発・講習事業等の公益的事業に力点を置いた活動を充実していきました。

ひとこと

「じらふの事業」これまでと今後の期待

ライフサポート協会設立10周年おめでとうございます。

私の息子は重度の知的障がいのある自閉症の中学2年生で、じらふには小学校2年生の時からお世話になっています。

息子は「じらふ」が大好きで、スタッフの皆さんの笑顔のもとで、楽しくゆったりと過ごすことができる大切な居場所になっています。初めてお話を聞いた時には「将来はキャンプやスキーなどの体験企画や、ショートステイ（レスパイト事業）も実施したい」という話だったのが、これまでの6年間のうちに質の高いさまざまな取り組みを実現させてきたことに感謝するとともに心より感謝しています。

「じらふ」に通っている子どもたちもみな大きくなり、生活環境も変わってまいります。やがて大人になっても地域の中で生活できますよう、法人の皆さまには将来の居場所や住居についてもともに考えていただき、実現していただきたいと願っております。

じらふ利用児 保護者
角野靖代さん

2.地域自立生活支援センター・特養なごみの開設

【在宅支援の限界】

「なごみ」での在宅サービスに取り組んでいく中で、私たちは独居高齢者を中心に最期の瞬間を在宅で看取ることの困難に何度も直面していきました。医療支援も含め 24 時間のサービス体制が不足する中で、認知症や重度化した高齢者の多くが慣れ親しんだ我が家を離れ、病院や施設に入らざるを得ない現実がありました。2001 年 3 月の地域福祉実態調査で明らかになった 24 時間 365 日の地域生活支援の拠点づくりが、法人にとって大きな課題として浮かび上がってきました。第 3 期第 3 回評議員会(2001 年 9 月 28 日)では、24 時間対応の介護施設としての「地域自立生活支援センター」を建設する方針が決定されました。

【「地域自立生活支援センター」の名称にこめられた思い】

建設された「なごみ」は法制度上「特別養護老人ホーム」と「地域在宅サービスステーション」となっていますが、正面玄関には『地域自立生活支援センター』という名称が最初に書かれています。2002 年 5 月の第 4 期第 1 回評議員会で確認された「24 時間地域自立生活支援センター基本計画」では、施設の基本理念を次のように定めています。①在宅要介護高齢者の 24 時間地域自立生活支援の拠点、②地域の認知症・要介護高齢者のシェルター&終(つい)の棲家(施設でなく住まいの実現)、③利用者主体の施設づくり～入居者の人権擁護、生活の継続性の保障、利用者本位のサービス、④「参加」と「交流」の実現～施設を契機とする福祉のまちづくり推進。

その上で、施設計画の基本方向を次のように定めています。①地域に開かれた空間と機能、②周辺環境になじみ、親しみやすく自由な雰囲気施設の施設、③できるだけ「住まい」に近い空間、④重度化や認知症に対応した機能・空間・設備、⑤住民参加、地域福祉力の活用等。これらの考えは入所・在宅の枠を越えて、利用者を地域住民ととらえ、その自立した生活を支援するための拠点をつくろうというものでした。

特養のイベント食で「握り寿司」をしました。目の前での調理に食もすすみます

【なごみの特徴】

地域自立生活支援センターなごみは、1 階が通所介護や訪問介護などの在宅支援スペースで、入口には法人事務所ではなく、在宅介護支援センターや居宅介護支援事業所という気軽に相談できる窓口を設置しています。また、地域交流スペースでは、住吉区内の 2 つの障がい者作業所の協力によって、毎週 2 日「まちかど喫茶」が開設されており、地域住民交流の憩いの場所になっています。



2 階・3 階は特別養護老人ホームで、入所 30 床（別にショート 5 床）の小規模型特養となっています。従来型基準を使って建設されたものの、可動式の厚い壁の設置など工夫を凝らして全室個室のユニット型を実現しています。どの部屋からも独立したベランダに出ることができ、部屋には車椅子対応型の洗面ユニットが設置されています。3 つのユニットには食堂兼居間があり、掘りごたつの置ける和室コーナーもそれぞれ配置しています。おふろは 3 階ですが、職員が居室からお風呂場に案内し、入浴後、居室にお連れするという個別入浴

対応が基本となっています。お風呂はヒノキの個浴で、ゆったりと入浴していただけます。全てにおいて入居者の人権を第一に取り組むことがモットーとして計画されました。



ひとこと

10周年おめでとうございます！

最初は私たちも「何かお手伝いができるかな？」といった、軽い気持ちでボランティアは始まりました。

毎週水曜日 2時から3時ごろまで、作品を入居者の方といっしょにワイワイガヤガヤ話をしながら作ります。

作品は季節により、おひなさま・五月人形・クリスマス飾りつけ・ペーパーフラワー・その他いろいろアイデアを出しながら入居者の方が作れるものを…。

足が動かなくても上手にハサミが使える、和紙を箱に貼り付けていく作業でも、色合いを考えながら貼っていける…

できあがった作品を見て「これなんぼで売れる？」…

現金＝元気いっぱい。作品展やバザーでは、お客さんの呼び込みも手伝ってくれます（すごいパワーですよ）でも体調を崩されて、クラブに出席できなくなる方がおられる時は寂しいです。

今年はバレンタインデー・ホワイトデーに、男性・女性のそれぞれの職員さんにプレゼントを作りました。贈る喜び、喜んでもらえる気持ち、素直に感じられていました。これからもゆっくりペースを合わせて笑いながら水曜日の一時間をみなさんといっしょに楽しみたいと思います。

特養なごみボランティア 武田久子さん・宮武咲子さん



まちかど喫茶

なごみの地域交流スペースを活用してサンハウスさん・よさみ野作業所さんが喫茶を出していただいています



ボランティアさんの協力も得ての「クラブ活動」の様子

なごみのターミナルケアについて

父は晩年の5年間は家族と離れ、今年（2009年）の2月に特養なごみでみなさまの手厚い介護を受けながら永眠しました。

昨年秋ごろより最期の看取りをどうするかの話し合いがあり、家族としての「父にとって一番心やすらぐ場所で、父の一番好きな人たちに囲まれて、父が一番喜ぶことができれば…」という願いが叶えられました。

おかげさまで最後の3日間は父の好物のうなぎやコーヒーを口に含ませ、お風呂にも入り、私たちの要望を受けてドライブまでさせていただき、とても貴重な時間を父と過ごせて、娘として幸せでした。父も本望だったと思います。葬儀に駆けつけた親族も「こういう最期を迎えられたらいいね」と口をそろえて言ってくれました。

娘としてまだまだ父に対して詫びる気持ちが強いのですが、父の冥福を祈りながら、また父に守られながら、これからの残された人生を大事にしていきたいと思っています。

父を大切にしてくださったみなさまには感謝の気持ちでいっぱいです。本当にありがとうございました。これからもますます地域のため、社会福祉のため活躍されること、発展されることを祈っております。

平成21年5月17日

特養なごみ元入居者 家族
西脇慶美さん

ある先輩の看取りを通して考える ホームページ掲載コラム「今月のなごみ」2007年2月より

昨年、30年近くお付き合いをいただいていた先輩が「なごみ」で最後を迎えられた。私とは20歳も年上にもかかわらず、よく一緒に遊んでいた。いつも笑顔で、周りを気遣いながらも場を明るくする人生の達人だった。そんな先輩が「なごみ」で看取りをさせていただいた最初の方となった。

末期ガンで入院されていた先輩が、「地域に帰りたい」とご家族に話され、最後は住み慣れた地域で「なごみ」にショート利用という形で入居された。入居後10日あまり、眠るように人生を終えられた先輩のことを冷静に振り返って書くのに少なからぬ時間が必要だった。

特養の医療体制は制度的にも脆弱で、医師は非常勤、看護師も入所者30人に1人の体制が基準で、夜勤体制をしけるような介護報酬はない。このことは「なごみ」でも同様で、制度改正をにらんで看護体制の充実をめざして常勤換算2名分の看護師を配置してはいても、重度化する入居者の日常的対応に追われている状況だった。「ターミナル」を迎えた先輩をお引き受けする上でこの医療体制の弱さが一番の危惧をするところだったが、幸い在宅で利用されていた住吉診療所の訪問看護ステーションが強力なバックアップ体制を取っていただけることで、安心して先輩をお迎えすることができた。

特養の介護職員にとっても、はじめての「ターミナル」ということで、特に夜勤者の不安が大きかったのは事実だったが、しっかり付き添われたご家族と定期的に訪問し適切な指示と処置をされる訪問看護師に勇気付けられ、最後までお世話させていただくことができたと思っている。

「なごみ」では多床室も厚い壁で間仕切ることによって基本的に「個室」のしつらえになっており、集まられたご家族だけで最後の時を静かに送っていただくことができた。先輩のベッドを囲むご家族が、訪問看護師の支えで一人ひとり先輩と抱き合い、感謝とお別れの時間を十分取ることができたとき、先輩も一緒に議論して作った「なごみ」があってよかったと心から思った。

今後、「なごみ」が看取り介護に取り組む上で、先輩のケースが多くの教訓を与えてくれたと感謝している。

その教訓のまず第一は、医療的なサポート体制が不可欠であるという点。医師と十分連携した看護師による疼痛の緩和処置等の医療支援がなければ、結局のところ最後に病院への搬送という結果とならざるを得ない。今回のケースでは「在宅療養診療所」の訪問看護チームが重要な役割を果たしてくれたし、重度化する特養の今後を考えると、現在、ショートステイと末期がんの特養入所者に限定されている訪問看護師等の派遣要件の緩和は緊急の課題といわざるを得ない。

次に重要な点は、看取りについてのご家族の明確な意思があること。これは病院でも人工呼吸器をはずすかどうかでご家族がためらうように、なかなか「一切の延命処置はしない」という意思を最後まで持ち続けられるかは不確定といわざるを得ない。苦しむご本人の姿を見る辛さと「何もしない」ことへの罪悪感をご家族を苦しめる。介護する我々は、ご本人の意思や「決断した時」の思いを絶えず振り返るような働きかけをする中で、ご家族を支えていくしか道はない。結果として、ご家族が下された判断を尊重して支援策を整えることが我々の役割だと考える。

今回の場合は、ご家族が長年にわたって先輩を支えてこられ、ご本人の思いを十分理解したうえでの判断であった。その結果、残された時間を悔いのないようにご家族が交代で部屋に泊まられて、精一杯の介護に当たられた。逆に介護する側のわれわれが、ご家族の思いの妨げにならないように気を配りながらの支援となった。

最後に、われわれ介護する側の謙虚な当たり前のスタンスである。今回のケースは条件でいえばパーフェクトに近いもので、職員の中には「何か場所をお貸しただけで、自分たちでは何もできなかった」と不完全燃焼の感覚を持った者もいたようだが、先輩を支えたご家族と訪問看護師達の長年にわたる連携が「なごみ」を舞台に終結を迎えたわけで、ある意味、当然のことといえるだろう。しかし、介護にかかわった職員の謙虚なスタンスでのかかわりがあったおかげで、ご本人とご家族の貴重な最後の交流が実現できたのは紛れもない事実で、当事者主体を貫けたことに誇りを感じてよいと思う。

亡くなる数日前、先輩がたまたま一人でいる部屋を訪れた時、いつもの笑顔で「なごみはええなあ。なにより朗らかなのがええ」との言葉をいただいた。「ターミナル」の入居者としてではなく他の入居者にたいしてと同様に、笑顔で「〇〇さん、お風呂に行きませんか？」と声をかけて、先輩と冗談を言い交わしながら楽しい入浴のひと時を過ごしていただいた職員の姿勢を率直に評価されたものだと思う。

平均年齢85歳の入居者のみなさんが、普段どおりの生活の延長の中で安らかな人生の最後の時間をなごみで送っていただけるよう、精一杯努力していく決意を新たにするとともに、体を張って経験を与えてくれた先輩に改めて感謝申し上げたい。

本当にありがとうございました。安らかにお休みください。（施設長 村田 進）

3. オガリ作業所の駅前への移転

【前史：無認可作業所としてのオガリ】

オガリ作業所は住吉地域の知的に障がいのある人の作業や活動の場として、住吉総合福祉センターの一室を活用して1989年に開設されました。法人よりさらに10年古く、今年で20周年の作業所です。開設の前段階としては「障がいのある子どもの教育権保障運動」があり、地元の住吉小学校～住吉中学校では先生方も手探りで制度もない中、「共に学ぶ実践」が行われてきました。

しかしながら、その後の進路となると重い障がいを持つ人の就労先は事実上まったくありません。就労が困難な方の活動の場として設定されていた通所型の施設にしても、利用希望者に対して施設数が絶対的に少なかったため、やむなく家族や支援者、教員などが資金作りをおこない、任意で無認可の作業所を立ち上げ、地方自治体のわずかな補助金で運営する…というのがバブル景気を謳歌し経済大国と言われた当時の日本の実情でした。当時は住吉区内でも身体障がい者向けの通所施設（粉浜作業指導所）が1か所あるのみで、あとは無認可作業所のみが点在していました。

設立時から障がい児の親でもあった古庄豊美さんが職員としてかわり、利用者（メンバーさんと呼称されています）10人程度の規模で、区内の障がいの重い方も加わって、他の無認可作業所と多聞にもれず職員体制や運営に苦慮しながらも、ご家族の協力や住吉総合福祉センター職員の協力、地域の援助もあって、部品等の組み立てや箱詰めといった軽作業や外出などのレクリエーションなどの活動を継続してきました。

開設当初のオガリ（現総セン地下陶芸室）



【障がい福祉制度の変化と対応】

しかしながら、無認可のままでは今後の運営継続が困難な状態が想定される中、認可をめざすためにどのような選択が望ましいか考えなくてはなくなりました。2002年のことです。折しも介護保険制度の後を追うように、障がい福祉においても2003年度から旧来の措置制度に変えて「支援費制度」が導入されることとなり、同時に住吉総合福祉センターも大阪市からライフサポート協会に運営委託されることも決まっていました。

無認可作業所を運営していた運営委員会や親の会などとの協議を経て、ライフサポート協会のもとでの認可をめざす方向が確認され、まずは2002年7月付で「小規模通所授産施設」となり、その後「知的障害者通所更生施設」へと事業化をめざすことになりました。この選択の背景には、社会福祉法人という大きな傘の下に入ることによる事業的安定だけでなく、メンバーの多様な個性や能力を生かせる事業展開への期待もありました。

ちなみに「授産施設」とは就労の能力や機会に乏しい人に対する作業支援の場として設けられていた制度ですが、元来「産み出すことを授ける」意味合いをもつ時代にそぐわない言葉でもあり、現在の制度下では「就労支援事業」に用語も変更になっています。また「更生施設」は作業活動を伴わない障がい者支援の形態で、主には授産施設より重い障がいの方を対象にしていますが、これも本人のありのままを受け止める支援の在り方とは相いれない

「更生」という用語が使われていましたが、現在は「生活介護」「自立訓練」などの制度に移行しつつあります。

【移転までの動き】

2003年3月をもって住吉東駅前の生協（エスコープ住吉）が閉店になり、空き店舗の状態がしばらく続きました。駅前の立地にかかわらず大きなスペースが閉店のままで置かれることの問題や、住吉総合福祉センター受託にあたり実施したニーズ調査からも障がい福祉への高い要望があったことも合わせて、大阪市に対し「空き店舗へのオガリ作業所の移転」を住吉支部として要望をあげていただき、その結果2004年には正式に移転が決定。駅前の立地と面積の拡充により当初の計画にも「製パンの作業」「定員拡大」が追加され、2004年12月に晴れて「小規模通所授産施設」（15～19人）と「知的障害者通所更生施設」（定員20人）で移転開所に至りました。利用者もその時点で倍になり、近隣の区からも含めて多数の新しいメンバーを迎え入れ、その後も学校卒業後の新規利用者や他施設からの受け入れで利用者を増やしています。

【制度のめまぐるしい変化と幅の広い対応】

2006年に「障害者自立支援法」が施行されました。これは「障がい種別（知的・身体・精神など）によるばらばらな制度の共通化」「サービスの必要度を公平な尺度で図り、それに応じた給付の実施」「就労支援の強化」といった点からプラスの面もあるように見えますが、反面「障がい者本人や家族からの定率負担金導入」に対しては多くの当事者・家族の反対の声があがりましたし、



「施設や事業所の運営費が制度によってはかなり減額」になったため事業所も窮地に陥り、あまりに拙速な制度改定による混乱があったので毎年のように修正が加えられました。

いずれにしても始まった「自立支援法」によって、せっかく新施設としてスタートしたオガリは落ち着く間もなく2007年度から新しい制度に対応した看板に架け替えることとなります。2003年度から総センで始めていた障害者デイサービス（イブニングサービス・知的障害者デイサービス）の制度もともに新しい制度に移行することで、現在は「オガリ作業所」（生活介護定員24人・就労継続支援B型定員12人）と「住吉総合福祉センター障がい通所事業部」（生活介護定員25人）が障がいのある方の通所事業となっています。

初めの姿から大きく形を変えながらも、知的・身体・精神の各障がいや重複した障がいのある方への作業支援から入浴介護、余暇支援に至る幅の広い支援に日々取り組んでいます。中には医療ケアの必要な方への入浴介護や、企業就労でうまくいかなかった方の再就職への復帰支援、障がいのある方の単身世帯への生活支援、他の事業所からは敬遠されがちな方（生活リズムが乱れがちであったり、障がいが高く心身状況が不安定になりやすい方）など、多様な課題を抱えた人たちが通所するようになりました。

活動内容も従来からの軽作業のみならず、調理や創作、農園作業や陶芸、清掃、製菓・製パンなど幅も広がっています。旧生協から引き継いだ滋賀県のJA 東びわこから毎月直送される産直米の配送は、従来からの顧客にくわえ「なごみ」の給食や「食事サービス」での配食でも使われており、メンバーさんの仕事として地域の中にも定着しています。

【今後の課題】

これまで述べてきたように障がいのある人の多様性に合わせた事業を立ててきましたが、日本の障がい福祉制度で言えばサービスの偏在・不足・未成熟による問題は残り続けていますし、ライフサポート協会の事業においても今後の課題と重なっています。

一つめは「就労支援の課題」です。障害者自立支援法では確かに就労支援事業のメニューも増えて、対象となる方には何とか一般就労に向けて支援をしているのですが、大阪市の調査によれば、自立支援法施行後でもまだほとんど就職の成果は上がっていない状況です。この件は福祉事業所の努力のみならず、企業側に対する取り組みも求められるところでしょうし、自立生活支援システムが不十分な中「何か問題があったら…」と就職に踏み出すことにためられるように問題は複雑化しています。

二つめは「障がいの重い人への系統的な支援の課題」です。障がいの重いとされる方ほど子どものころからの専門的な支援を生活面・教育場面・余暇支援といった場面ごとに求められます。近年になってようやく制度が整備され、ライフサポート協会でもじらふ〜みつばでの余暇生活支援からオガリ作業所の活動支援と年齢に応じた事業をおこない、支援者間や学校との連携も意識的にとるようにしています。しかし、多くは事業所ごとのバラバラなサービス提供や、通所施設も利用の一定期間のみの支援にとどまっています。すると専門的な対応ができずに行動を抑制（危ないから参加ができないなど）してしまう、ご本人の「できない」ことにだけ着目されて、活動内容が限られてしまうというケースがあります。オガリ作業所でも自助具の活用や工程の工夫によって障がいの重い人の作業・活動参加を工夫してはいますが、今後とも専門性を求められる分野と考えています。

最後は「地域生活支援制度の質量ともの不備」です。グループホーム・ケアホームにしても、障がいの重い人が利用できるだけの職員を置くことはまず困難で、独居等を支えるにもヘルパーの人員確保が極めて困難な時間帯や時期があります。入浴介護を受けられる通所事業所も限られており、総セン通所にも入浴のご利用希望の問い合わせが度々ありますが、ほとんどお応えできない状況が続いています。施設ではなく地域で暮らしたいという要望は障がい分野でも同様ではありますが、地域資源の不足のままでは、かえって家族の介護に頼らざるを得なくなり「自立支援」は遠ざかりかねません。

他にも多くの課題はありますが、ライフサポート協会ではこれらの課題に対して何らかの



もと青少年会館前の自動販売機の飲料補充作業（上:在庫を数え、下:補充の準備）

対応をすべく、これからも取り組みを進めていくつもりです

ひとこと

「なごみ」に込めた思い

ライフサポート協会が設立されて 10 周年を迎えられますこと、心よりお慶び申し上げます。

「なごみ」には、その場所に来れば心が打ちとけ、仲良く和やかに過ごせる場所であってほしいとの思いを込めています。

法人設立となり、総セン地下の事務所となった部屋に「なごみ」と書かれた看板が掲げられた時、とても胸が熱くなり人知れずそお〜と看板に触れて、この名が広く知られて「なごみ」が大きく栄えますようにと祈ったことを今でも忘れられません。

この 10 年で地域の福祉・医療は大きく変わってきていますが、今後も高齢者が元気にこの町で暮らしていけますように…

オガリ作業所についてもたくさんの思い出があり、私にとって長い間仲間と過ごした心落ち着く場所でした。

私も以前は障がいをもつ子の親でした。彼は 25 年前に亡くなりましたが、生前は地域で多くの方にお世話になりました。何のご恩返しもできなかった思いがあったからこそ、オガリで関わりを持つことになったのです。結果として障がいをもつ子がいたことで多くの人たちに出会い、子ども自身も友達を大切にした様に、私もオガリのメンバーさんやそのご家族さんに接し、逆にたくさんの配慮や気配りを得られたように思います。

これからのことでは、メンバーさんにとって親が亡くなっても安心してともに生活できる場所があればと願わずにられません。法人 10 周年にあたり節目として益々前進されますように祈念申し上げます。



元職員 古庄豊美さん

…無認可オガリ作業所から法人認可後の 2005 年 3 月まで職員として在籍。オガリ作業所の通称「母（はは）」として多くの利用者・家族・職員から慕われました。「なごみ」の名付け親でもあります。退職後はライフワークでもある民謡でご活躍されています。

4. 揺れる総セン～大阪市の動向と福祉拠点の役割づくり

【法人受託後の住吉総合福祉センター】

現在住吉総合福祉センターには、2006年度から施行された障害者自立支援法における日中活動の場（生活介護）に日々平均25名のご利用があり、児童デイサービスにいたっては定員20名に対して、現在120名の登録があります。この間、住吉総合福祉センターでは、定期的なガイドヘルパー養成講座（年10回）、ホームヘルパー2級養成講座、福祉教育勉強会、地域事業所連絡会事務局、余暇活動サークル（野球部、合唱部、アート、車いすとバスケット、リズムボクシング等）、療育相談、総合相談等、ニーズに合わせて事業の範囲を増やしてきました。しかし、そういった経過を一切無視し、大阪市は2007年に一連の同和関連事業の見直し論議の中で、「2011年度末をもって障害者会館の廃止」を決めました。（老人センターはすでに2006年度に廃止され、高齢者活動プラザ事業と小規模多機能型居宅介護きずなが設置されています。）



法人では、2008年5月より地域の福祉事業所の代表、地域中学校の校長先生、現在他地域の障がい者支援事業のスーパーバイザーをされている学識経験者、地域法人代表で構成された「住吉障害者会館あり方検討会」を開催し、地域に望まれる障害者会館あり方について議論を重ねてきました。



この検討会では、①「障害者会館建設の経過と役割についての再確認」、②「現在行なっている事業の報告と意見交換」、③「これからの地域福祉の在り方について」、④「障害者会館に対する利用者評価及び自主評価を踏まえてのこれからの障害者会館在り方について」といったテーマで議論を行ってきました。

行政改革の中での判断とはいえ、障害者会館の単純な廃止には大きな疑問を感じます。長年の地域福祉における住吉総合福祉センターの果たしてきた役割は決して小さいものではなく、検討会の各委員の方々からも多くの期待するご意見をいただきました。厳しい状況の中、地域の障がい者支援をはじめとする福祉課題を引き続き進めていく為に、大阪市における障がい者福祉施策に位置づけられた住吉総合福祉センターの役割が求められています。

【住吉総合福祉センターの今後の方向性】

私たちは、誰もが自分らしく生きるという視点から、憲法第13条にいう「個人の尊重」「幸福追求権」を守るべく、すべての人のその人らしい「自立」を支援することを目指してきました。一人ひとりの

違いが尊重され、その上に創られる共生の文化、人に対する優しさや思いやり、人と人とのつながりづくりや支え合い等々、人を大切にするを第一に考えてきました。

誰もが住みやすい街づくりにむけて、ノーマライゼーションやクオリティ・オブ・ライフの理念が認識され、福祉サービスの整備・充実が図られ、それを積極的、主体的に利用することができ、安全安心に暮らせるコミュニティ、社会福祉への理解と参加が進み、高齢者や障がい者をはじめすべての地域住民の「自立と共生」の推進が図られるコミュニティを創造するために、「創り出す」「動き出す」「つながりを広げる」といった三つの力を持ち、地域福祉の推進に貢献していきたいと考えます。そのためには、住民参加は必要不可欠で、地域とのつながりを大切に「ともにいきる」地域を住民ともに考え、つくっていきたいと思います。

以上のことから、住吉総合福祉センターでは、「住吉障害者会館あり方検討会」での議論を踏まえて、当事者及び関係団体の意見を積極的に取り入れることのできるシステムをつくり、これからの住吉総合福祉センターの在り方として、以下のような事業の方向性をまとめました。

①ネットワークを通した福祉人材の育成

住吉総合福祉センターを通して関係ができてい様々な事業所、機関、住民をネットワーク化し、地域で福祉に取り組む人材を育成する事業が重要です。

現在の事業で言えば、アンテナ(地域の福祉事業所の連絡会:26・31 ページ参照)によるガイドヘルパー講座や合同企画、ホームヘルパー講座の開講等、福祉従事者の人材育成であり、町づくりという視点からでは、ボランティア講座、啓発講演会の開催だけでなく、小中学校への福祉教育にかかわっていくことにより、将来の福祉従事者、ボランティアの育成にも繋がっていくものと考えられます。しかも、住吉総合福祉センター単独で福祉教育を進めるのではなく、地域の他の事業所と連携して取り組むことにより、いろいろな福祉事業の報告の場にすることができれば、子どもたちにとって福祉が身近に感じていくものと思います。



②自立支援事業等では対応できない先駆的事业

公的事业を行ってきた住吉総合福祉センターは、ニーズがありながら何らかの理由により他の事業所ができない事業を、これまで以上にソーシャルアクション的に行っていく必要があると考えています。

現在行なっている事業で言えば、障がいのある中高生対象の日中一時支援事業、パソコン講座、リズムボクシング、芸術サークル、野球部、車いすとバスケット、トレッキングサークル等の余暇活動事業があります。また、地域の中学生向けに開催しているボクシングサークルやミュージックサークルとの交流の機会も作り、地域のつながり作りに貢献していきたいと考えています。余暇活動は本人の主体的な活動に繋がり、主体的な活動は生活の幅を広げます。その意味でも、余暇活動の充実は今後の福祉事業に対して、大きな影響を与えるものだと考えています。



日本の福祉サービスは身体的及び生活ケアが中心であり、余暇活動など精神的ケア、地域とのつながりをつくっていくような間接的ケアについては、福祉サービスの外になっていたり、地域生活支援事業などで脆弱な制度にあるのが現実です。しかしながら、社会資源の連携は行政も含めて誰もが望んでいることです。障害者自立支援法では、福祉サービスにおいて行政機関は、単なる事務機関で、しっかりとした基盤のある地域連携を行っていくには、拠点となるセンターは絶対に必要です。

現在の大阪市においては、利用頻度の低いものは廃止していくことが行政の役割という流れがありますが、現在利用頻度が低いものでも、その時代の必要に応じて建てられてきたものです。地域において必要とされて建設された住吉総合福祉センターを、社会の変化の中で廃止していくのではなく、新しい形で再活用してこそ本当の意味での地域づくりと言えるのではないのでしょうか。

ひとこと

10周年おめでとうございます。

人権文化センターより、お声をかけて頂き、早いものでもう6年です。車いす講習会を始め『おはよう朝日です』の正木さんに取材に来て頂き、テレビ放映されドキドキした事もありました。徐々に会員さんも増え、場所が手狭になって来た時、人権文化センターの館長さんのはからいもあって現在の総合福祉センターを利用させて頂くことになりました。

外出する事の少なかった障害者の方々の参加が増え、住吉・西成・平野区を始め他の区からもお呼び頂き、色々なイベントに出場させて頂く機会が増えました。たくさんの方々の笑顔と温もりを感じて交流を深める事が出来、会員一同大きな喜びを胸に尚一層練習に励み身体の不自由さも忘れアッと云う間の時間です。貴重な時間に此の場所を使用させて頂く事をありがたく感謝しています。長く続ける事で自分達と一緒に一人でも多くの方々とうれしい楽しい交流を目的に、踊ることを一層頑張っていくつもりです。

大阪舞踏学院車いすダンスポワール



「連携で広がる福祉の可能性」

ライフサポート協会 10 周年にあたり、日ごろの感謝とともに心よりお祝い申し上げます。この 10 年は障がい福祉分野にとって波乱と変化の 10 年でもありました。そんな中、ライフサポート協会さんには、利用者さんへの支援の連携をはじめ、「まつり」の参加、「アンテナ」の活動など一緒にさまざまな事業に取り組ませていただきました。中でもヘルパー養成講座を重ねることで、今後の福祉を支える人を大勢送り出していることは大事な役割だと思っています。

こうしたいろいろな事業や楽しい企画と一緒に取り組むことができたのも、やはり原田さん（総セン館長）はじめスタッフの方々と、自分たちの持つ夢などの思いをストレートにぶつけ合い語り合えたからだと思っています。

これからも連携によってまだまだ地域生活の可能性を広げ、一緒に“本気で”取り組んでいきたいと思います。今後どうぞよろしくお願いいたします。

NPO 法人み・らいず代表理事 河内崇典さん

…住之江区を拠点に広義の「まちづくり」活動を展開しておられます。障がい者・子ども・高齢者含めた支援事業をはじめ、不登校の子どもや障がいのある人の表現活動などのサポートや福祉人材育成にも幅広く取り組んでおられます。



アンテナ企画（み・らいず、アミーカ、サンフェイス、じらふ）合同のキャンプ

5. 住み慣れた地域で暮らしたい～「きずな」の開設

【「きずな」の開設まで】

2007 年 5 月に地域密着型サービス小規模多機能型居宅介護きずながオープンしました。小規模多機能型居宅介護とは、2006 年 4 月より新たに創設された事業で地域密着型サービスの一つとして、「通い」「訪問」「泊まり」を顔なじみのスタッフによって提供するものです。利用料は、要介護度に応じた定額の包括単価となり、本人にとって必要なサービスを提供する定期的な利用と、容態の変化や介護者の状況など緊急時に対応できるという柔軟性をもったものとして始まりました。

新しい事業という事で、2006 年よりプロジェクトを立ち上げ、場所や施設構造の在り方やサービス提供の中身などを議論し研修を重ねてきました。

ハード面では大阪市立大学の三浦研准教授に直接アドバイスをいただきました。高齢者にとっての環境設定の重要性をかんがみて、従来老人福祉センターとしても機能していた地域からなじみの総センの活用がもつ意味のご指摘や、居心地のよい住居空間とするための改築案をいただく事となりました。

結果、改築とは思えない家庭の居間がすっぽり入ったような空間をもつことができ、“くつろぎ”の空間を創出しました。二重床にすることで断熱性、転倒時の衝撃吸収を確保する事も併せもち、照明、足の裏の感覚での心地よさの違いもかんがみたうえでの設計と、家具を設置する事で、生活の延長とを感じる居住空間となりました。



自宅と変わらない くつろいだ時間です

事業開始後、ご利用者もきずなの空間に、すっかり自宅におられるように馴染まれ、ご近所の方がたも気軽にこられるようになりました。また、改築の例として見学に来られる方も多く、今ではご利用者の方がたもお客さんが来たと“おもてなし”をされるようになりました。

運営の面では事業をまず知って頂くことからでした。地域の方がた、近隣の老人会、町会、居宅介護事業所、民生委員に事業の内容説明に伺ったり回覧版等で周知させていただきました。

きずなという事業所名も、地域とともに歩みたい思いで公募させていただき、～寄りそう絆、家族との絆、地域との絆、きずながなければ生きていけません。「ひとりじゃないよ」の気持ちを込めて～『きずな』に採用決定させて頂きました。

【「きずな」のめざすものと運営推進会議】

部落差別によって社会的に排除されていた住吉地区は、伝統的に住民同士の支えあいの歴史がありました。地域密着型サービス小規模多機能型居宅介護という事業は、「この地域でこそやるべき事業」だとの思いをもって、2007年5月に住吉総合福祉センターの2階の一部を改修して「きずな」が開設されました。地域の方がたの暖かい協力と、なによりご利用者の方がた、ご家族に支えられ、なんとかスタートをきることができました。10人からスタートし、現在では20人の方が登録されご利用いただいております。

『どんな状態になっても、地域で生活者としてその人らしく暮らし続けていけるか。』『その方のこれまで培ってこられた関係性を断ち切らない関わりとは。』『これまで暮らしてこられた生活スタイルと、要介護状態になった現状とのギャップに悩まれている方への支援とは。』『出来る事を奪わない介護とは。』『いきいきした表情のために何ができるか。』などを常に問う姿勢を忘れずに、あたり



じゃがいもがたくさん収穫できました

まへの生活を支えるために日々研鑽しています。しかし、「きずな」の職員の質の維持、向上も必要ですが、職員だけではどうしても出来ないこともあります。また、私達職員が全てすることによって、家族等の関係性を断ち切る事にもなりかねません。ご家族、近隣地域の方がた、近隣施設の方がた、ボランティアの方がたと様々な方がたにご理解、ご協力頂いております。

「きずな」では、2ヶ月に一度「地域運営推進会議」が開催されています。この会議は、利用者代表、利用者家族代表、近隣地域の町会長、地区民生委員協議会委員長、校下老人クラブ連合会代表、地域包括支援センター相談員、在宅介護支援センター職員、住吉人権協会副会長、特養なごみ施設長から構成され、「きずな」事業の現況報告をする中で、地域に根付くためのアドバイス、ご要望をいただき、意見交換がなされています。皆様のご協力がなければ成り立たない事業ともいえます。

【きずなの日々】

きずなには、「〇〇ちゃんいてる？」とひょっこり遊びに来てくださるご利用者のご友人がいます。「〇〇ちゃん」。なんて素敵な呼び名なのでしょう。何々会社の誰々さんといった肩書きではない地域で生活されてきた中での呼び名。

「〇〇ちゃんのお母さん」とお子さんの同級生が里帰りにきたと慕って会いにこられるなど、これまで歩んでこられた軌跡の表れでもあります。「旅行のお土産、みんなで食べて」「これ使って」と食器やタオルをいただいたり、ご近所のお裾分けの関係もあります。そんな身近なことを大切に「なあ？」、「うん？」そんな小さく思える会話が『人がそばにいる安心感』として幸せを運んでくれています。



おばちゃんの「カレーうどん」再現！

昨年、シルバー産業新聞(専門紙)の「生き生きケア」という連載コーナーで取材をうけ、…住み慣れた生活スタイルを大切に、自然体で利用する「きずな」、利用者も職員もこの町で自分らしく生きる、利用者と地域の方が料理教室で交流、職員の夢を育てる「きずな」…と紹介されました。近くで営業されていたうどん屋さんの女将が、きずなのご利用者で、「もう一度おばちゃんのカレーうどんが食べたい」「作り方を教えて」という近隣の方のご要望もあり、料理教室を企画開催した様子と写真が掲載されました。「…地域の食文化を伝えていく取り組みでもあり、地域の方がたとの交流の機会がある料理教室はいいですね。ここのご利用者は気持ちが元気！近隣の方がたとのチームワークもバッチリ。はじめて会ったとは思えず、すっかり仲間入りさせてもらったようで、取材しながら楽しかったです…」との感想。記者の方も「きずな」のご利用者パワーを感じてくださったようです。

私達は、なにも特別な事をしているわけではありません。口から食べて、食べたら出して、いっぱい笑って、一緒に泣いて、あちらこちらに出かけ、くち喧嘩もたまにあって、眠たくなったら寝て、起きる、起きたら動く、動くのは身体だけではない人と関わる感情。ごく自然な生活の中で生まれる、特別ではない「こんな食べたい。」「あんなんしたい。」といっ

た意向や疑問・話題をヒントに『こんな事があったら楽しいやろな～』『この場面ではこの方に主人公になって頂こう』『この方のこの面を生かせるに為にはどうしたらいいのか』『若かりし頃を思い出して頂こう』『地域の方がたにきずなを知って頂くためにはどうしたらいいのか』1人1人に向き合う事から、あたり前の生活を支える事の難しさを感じながら生まれてきたごく自然に発生した取組みです。

最近、特に感じる事は、「また明日ね」の重みです。特別ではない日々の生活の大切さの重みを感じます。

この2年間でお二人の方の看取りを経験させていただきました。「また明日」がどれだけの意味をもつのか。特別ではないという“特別な日々”を過ごしていることの重要性を改めて学ばせていただきました。

その人らしいあり方（尊厳）・その人の安心と快（安心・楽しみ）・暮らしの中での心身力の発揮（自尊心、自立、予防）・その人にとっての安全、健康・なじみの暮らしの提供（環境、関係、生活、継続）ができるよう、その人らしいあり方をさぐり、いつでもどんな場面でも尊厳のある生の実現にむけて、利用者の気持ちや現状に向き合い受け止め、願いや思いを叶えることができるよう考えるのが私達の使命と考えております。

今後とも地域にあるもう一つの我が家「きずな」を宜しく願いいたします。

6. 地域福祉推進の取り組み

再三ふれてきましたように、ライフサポート協会の法人理念は「すべての人が尊敬される地域社会の実現」にあります。ここまでは主に介護保険や障がい者制度に基づく事業の展開について触れてきましたが、実は福祉“事業”を推進するだけでは理念は実現に至りません。

地域社会には要介護の方や障がいのある方と直接には縁のない住民もおられます。一方でライフサポート協会以外にも福祉課題を抱えた事業者は他にもたくさんあります。それらの地域住民や行政、他の事業所も含めて福祉課題を「ともに考える」取り組みに積極的に参画していくことで法人理念の実現にも寄与すると考え、法人として多くのネットワーク形成に力を入れてきました。

（1）住吉区アクションプラン推進委員会

2004年10月の策定委員会を経て、同年11月に区内12地区で住民懇談会を開催し、区民のまちづくりへの意見や要望が多数挙がりました。それらの意見を実際に区役所や区社会福祉協議会、福祉施設連絡会など事業者・活動家や町会なども入って「まちづくり」の課題を7つの作業部会で検討しています。



「トイレ貸します」運動で普及に向けての行動を起こしました（2007年）

「子ども部会」では「見守り隊」の設定で区内の子どもたちの安全や登下校時の見守りに積極的にかかわる行動を起こし、法人からの参加職員は障がいのある児童にかかわっての意見を上げるなど議論に参加をしています。

「高齢・障がい部会」では「車いすトイレ貸します」運動と称し、区内の施設や事業所・スーパーなどの調査と協力要請を行ない、当事者向けのマップ作りや啓発活動などを実施しました。

(2) 住吉区社会福祉施設連絡会

区内の社会福祉関係施設をもって組織され、お互いの連絡調整、親睦を図り、施設事業内容の充実と発展を目的に、2002年12月25日に創設しましたが、ほとんど稼働することなく推移し、2004年2月9日に改めて総会を開催し、以降、本格的な活動を開始しました。現在、会員は高齢25施設、障がい10施設、保育25施設の合計60施設で運営されています。

これまで、区内の施設マップづくりを通じて社会福祉施設の周知に取り組んだり、地域福祉における社会福祉施設の役割などに関する学習会を積み上げてきています。ここ数年は「地域とのつながり」をテーマに区内4ブロックで交流会を開催し、地域毎に施設間情報交換と住民との交流を探ろうとしています。

(3) 住吉区介護保険サービス事業者連絡会

介護保険事業開始から1年が過ぎた2001年5月、区内の各種サービス事業者間の連携・親睦を深め、同時に事業の資質向上を図ることをめざして結成されました。連絡会には「居宅介護支援事業者部会」「居宅サービス事業者部会」「施設サービス部会」の3部会があり、それぞれの部会で学習会などの活動を行うとともに、部会合同の研修会や毎年1月の合同懇親会などに取組み、連携・交流に努めています。単独の事業所では困難な研修を、部会等の活動として開催し、制度改正時のいち早い情報収集の場としたり、区内の介護サービスの質的向上と統一をめざしています。現在115事業所が参加しています。

(4) 住吉区障害者自立支援協議会

障害者自立支援法の施行に合わせて、身近な自治体ごとに地域の障がいのある人の生活や就労、サービス利用などの支援ネットワークを立ち上げることが定められました。住吉区ではライフサポート協会の「こころの相談ネットふうが」をはじめとした相談支援事業所を軸として、あらゆる障がい種別の課題を多面的に論議するため、多くの事業所の参加も得て2008年に立ち上がりました。

障がい福祉の分野でも施設ではなく地域生活が大きなテーマとなりますが、そのための基盤整備や制度的な裏付けはまだまだ脆弱です。この間でも社会資源マップを作成し、相談会を実施しました。課題は多いですが自立支援協議会として少しずつ取り組みを進めています。

(5) 障がいのある子どもの放課後保障全国連絡会

障がいのある子どもの放課後・長期休暇の活動を通じて、それぞれの子どもの発達支援のできる環境づくりを行なっています。総センとして事務局を担い、2008 年度には国会への請願行動を実施。放課後型デイサービスの採択につながりました。

(6) アンテナ～障がいヘルパー事業者ネットワーク

障がいのある人のヘルパー事業所は多々ありますが、とりわけ余暇支援や就労・生活にまで視点を置いてかかわっている事業所間で、課題を共有し、人材育成や交流も兼ねてのネットワーク（ヘルプセンターと・らいず、サンフェイス、サポートネットワークアミーカ、じらふ）として 2007 年から活動しています。事務局を住吉総合福祉センターに置いて、情報の交換、イベントの周知なども合わせて互いに刺激しあうネットワークに育てていこうとしています。

(7) 福祉教育勉強会

小中学校の教育活動の一環として福祉施設への見学がありますが、単発の見学に終わらせるのではなく、系統だった福祉事業や人権意識への理解を目的とした教育活動にできないか？といった問題意識が発端でした。

2007 年から住吉総合福祉センター職員有志と地元中学校の教員や特別支援学校教員、当事者団体なども合同で、モデルのプログラム作成や企画書の検討を行なっています。2008 年 9～10 月には区内の私立の小学校での福祉教育プログラムに参加し、いろいろな障がいや高齢者の生活や支援について学習し、その上での見学や交流会を学年別を実施しました。

ともに生きる社会の実現には子どもたちのみならず、多くの住民の課題ではありますが、福祉分野と教育機関の連携につながればと意図して取り組んでいます

(8) ライフサポートまつり

総センが法人に運営委託が始まった 2003 年。各種新規事業の紹介と、地域住民の交流「誰でも入れる・利用できる」総センの宣伝を兼ねて「総センまつり」を開催しました。以後、3 年目からは法人あげてのイベント「ライフサポートまつり」として定着。地域の民踊などサークルの発表や、コンサート、展示、遊びのコーナー、模擬店など各種催しを重ねて休日の一日を地域のみなさまや利用者の方々に楽しんでいただいています。



左:遊びのコーナー・中:模擬店・右:きずなのフラダンス

ひとこと

ライフサポート協会の設立 10 周年を心よりお祝い申し上げます。

貴協会が、住吉区における高齢者・障がい者・児童の各種福祉事業にご尽力されてきましたことに、多大な敬意を表するとともに、今後とも住吉区を、福祉の充実した「安心して住みよい」街と誇れるよう区内社会福祉施設が協力して地域福祉の推進に取り組んでまいりたいと存じます。

住吉区社会福祉施設連絡会は、住吉区地域福祉計画（アクションプラン）の推進をはじめ、各地域の校区社会福祉協議会や振興町会の皆様方と共に手を携えて、地域住民と福祉施設の協同の取り組みで「福祉の街づくり」をめざしていきたいと考えております。貴協会が、そうした実践の先頭に立ってご奮闘していただけますよう今後ともよろしくお願い申し上げます。

住吉区社会福祉施設連絡会 会長 中村一成さん

…住吉区社会福祉施設連絡会の代表で「知的障がい者通所施設はあとらんど浅香」の施設長でもあります

ひとこと

社会福祉法人ライフサポート協会 10 周年おめでとうございます。

私が評議員として参加させていただいて約 7 年が経ちます。その運営方針は常に、より厳しい生活を余儀なくされている高齢者や障害者を支えていこうという願いが感じられて毎回共感しています。また、地域福祉計画としてのアクションプランや、住吉区地域自立支援協議会など、ともに事務局を担いながら連携を強めてきているところです。

今、住吉区では重度障害者に対する福祉サービスの不十分さによって、区外の入所施設などに入所しなければならない状況がまだまだある現状です。重度障害者の願いは施設への入所だけではなく、住吉区なら住み慣れた区内であたりまえに、その人らしい自立した生活を続けられることにあります。その願いを実現するためにすべての障害者が「住みよい住吉区をめざして」今後もともに連携していきましょう。

自立生活センターまいど管理者 岸田美智子さん

…身体障害当事者の見地から法人事業にご意見をいただいています。自立生活センターまいど（社会福祉法人あいえる協会）は大阪市の指定相談支援事業所でもあり、障害者の自立生活や地域移行の分野で奮闘されています

第3部 今後の福祉課題を見据えて…

ライフサポート協会では、10 周年の「次」すべきことについて現在検討を重ねています。

たとえば高齢者福祉では、今後のテーマは地域密着であろうと言われています。住み慣れた地域で生涯を全うするその人らしいライフスタイル…「きずな」でのとりくみを素材とし、今後の事業展開にも活かしていくよう構想を広げています。

たとえば障がい福祉では、就労・日中活動・住まい・介護・相談・余暇支援をそれぞれの障がい状況や生活ニーズにあった形で保障のできる地域づくりが求められています…そのためには一定の規模を持ち、地域資源の圧倒的不足に伝えていく。と同時に他の事業所等との連携による「総合力」を高めていくために活動を広げています。

制度は絶えず揺れ動きますが、その将来像をいち早く察知するだけでなく、「真に必要な支援」について声をあげていくことが私たちの使命でもあると考えています。

ここでは法人の今後を含めた「中期事業計画」をお伝えしていきます。これからの「ライフサポート協会」にも、これまでと変わらぬご声援とご協力をいただければ幸いです。



上:特養クラブ活動

中:「みつば」キャンプ

下:きずなお花見 より



第 3 期(2008~2011 年度)法人中期事業計画案

【われわれを取り巻く状況】

(1) 世界的経済不況の中、求められる根本的な社会構造の变革

- ① 昨年秋のサブプライムローンの破綻を契機とした金融危機によって、世界経済は未曾有の不況に襲われました。アメリカ極主義のグローバリズムは破綻し、各国の協調介入による経済回復への努力は、いまだ適切な効果を発揮できていません。
- ② 一方、アメリカはオバマ新大統領を選出し、国際協調・環境保護・医療保険制度等のセーフティネットの創設という、大胆な政策転換をはかって再生を図ろうとしています。
- ③ 日本では昨年の参議院選挙に現れたように、これまでの小泉改革路線による格差拡大への国民の批判が高まっていました。この間の経済危機に対し、国民生活を守る政策を優先する政治への転換が求められていましたが、定額給付金等のばら撒き政策が進められるのみで、抜本的な改革の取り組みは進んでいません。
- ④ これまでの輸出や公共事業中心の社会から、福祉・医療の充実をはじめ、財源と権限を大胆に地方に移すことも含めて、国民生活主導の社会構造への転換がいまこそ求められています。2009 年の総選挙は、日本の再生に向けた大きな転換点となる可能性を帯びているといえます。

(2) 先送りされた抜本的な福祉改革の論議

- ① 小泉改革の象徴であった財政再建路線(骨太の方針)は行き詰ったものの、政府は今なお旗を降ろそうとはしていません。そのため、介護保険など 2009 年度の各事業報酬改定は中途半端な増額(介護 3%、障害 5%)にとどまりました。
- ② 介護保険では創設以来 9 年が過ぎました。「介護の社会化」を旗印にした制度創設から、急激に利用者数と受給量が拡大する中で、今度は逆に「制度の維持可能性」を掲げて 2 度にわたる報酬削減を行ってきました。その場当たり的な政策転換は、「予防給付」や様々な「加算」制度によって行われたため、本来の保険制度の趣旨やそれまでの制度との間に様々な矛盾を生んでしまいました。
- ③ 自立支援事業も「介護保険との合体」を意識した論議でスタートしたため、「1 割の利用者負担」という障がい当事者の実態に見合わない制度を抱えてしまっています。また、就労支援や障がい児への支援における現実の実態とかけ離れた制度のあり方も大きく問題となってきています。
- ④ 今回の報酬改定論議では、これらの制度上の矛盾を整理する大きなチャンスでしたが、混乱する政治情勢の中で、おおむね妥協的で選挙対策的な改定内容となってしまいました。その結果、各制度の抜本的改革は診療報酬改定と重なる 2012 年まで先延ばしとなったといわれています。
- ⑤ 実際、国の一般歳出の 46%を社会保障が占めているのは事実で、福祉サービスの制度利用が定着してきた今日、より効率的な制度運用が政策課題となっているのは事実です。今後、地域福祉を推進し、地域包括支援等の住民・行政・事業者・関係者が連携した事業のあり方が重要となってくるとともに、法人・事業者に対しては地域福祉力再生への貢献とそのサービスの質が求められるのは間違いありません。
- ⑥ 社会の大きな転換点の中で、求められる社会保障制度をしっかりと確立するためにも私たちの法人の実践力と提案力が問われています。

【法人事業 10 年の現状と課題】

(1) 10 年で拡大した法人事業

- ① ライフサポート協会は 1999 年 7 月に設立され、今年で 10 周年を迎えます。当初は住吉総合福祉センター地下に事務所を構え、同和対策事業で始まったヘルパー等の福祉事業を介護保険制度に移行させる受け皿として発足し、試行錯誤しながらスタートを切りました。
- ② その後、同和対策事業法の期限切れに伴う住吉総合福祉センター管理運営事業を受託した 2003 年以降は、障がい者支援事業に積極的に参画し、2004 年の地域自立生活支援センターなごみの開設で、自前の入所施設を拠点に 24 時間 365 日の地域生活支援に乗り出すことになりました。
- ③ その結果、当初 5 人であった法人職員は今年 4 月には 190 人へと 38 倍に拡大し、同様に事業高は 10 倍、資産は 24 倍へと大きく発展しています。

(2) 第 3 期を迎えた法人

第一期	1999 年 7 月	設立 高齢者在宅支援の取り組みのみでスタート
	2000 年 4 月	介護保険事業に参入「通所介護」「訪問介護」「居宅介護支援」「在宅介護支援 C」
	2001 年	生活支援型食事サービス事業開始
	2002 年	小規模通所授産施設オガリ作業所（無認可作業所を引き継ぐ）
第二期	2003 年 4 月	住吉総合福祉センター（障害者会館・老人センター）管理運営事業の受託
	2004 年 1 月	障がい児者余暇生活支援センターじらふ開設
	4 月	地域自立生活支援センターなごみ（特養・在宅サービスステーション）開設
	8 月	精神障害者地域生活支援センターこころの相談ネットふうが開設
	12 月	知的障害者通所更生施設障がい者活動センターおがり開設
	2005 年	じらふ住之江開設
	2006 年	障害者自立支援法・改正介護保険法制定にあわせた事業変更
第三期	2007 年 5 月	小規模多機能型居宅介護さすな開設
	2008 年	
	2012 年	介護保険法・自立支援法等社会福祉諸制度の大幅改定が予想される

①「第 9 期第 4 回評議員会（2008 年 3 月 25 日）」において、この間の法人事業の歴史と現状を論議する中で、以下のような整理を行いました。1999 年に法人が誕生してから高齢者の在宅支援事業を中心に、2002 年までの「試行錯誤した時代」を第一期。住吉総合福祉センターの管理運営事業を受託し、障がい者支援事業に本格参入した 2003 年から、小規模多機能型居宅介護さすなを開設した 2007 年までの「急速な事業拡大の時代」を第二期と区分しました。そして、2008 年から福祉・医療の制度大改訂が予想される 2012 年までの数年間は、「法人事業の安定化と体制の整備が課題」となる第三期を迎えるというものです。

②法人はこの 10 年、単に事業拡大に取り組んできたわけではなく、「法人理念と使命の実現」に向けた様々な活動にも取り組んできました。

その第 1 は、「サービスの質の向上」です。この間、品質マニュアルの策定、品質向上月間の実施、第三者評価、自己評価、リスクマネジメント等の導入でサービスの質の向上を常に最優先として取り組んできました。

第 2 には、「働く仲間を大切に」と職員の人材育成への取り組みです。人事管理システムの

導入で育成を目標とした人事考課制度を推進するとともに、比較的高い給与水準、MVP などの職員表彰制度などで職員の成長と自己実現を目指せる職場をめざしてきました。

そして第3には、「地域に信頼され、共に歩む法人」としての活動です。ライフサポートまつりをはじめ、介護予防教室、啓発講座等様々な地域との連携。評議員会、運営推進会議等、地域の声を基にした事業運営。区アクションプラン、障害者自立支援協議会等を通じたソーシャルアクション。

第3期の活動は、これらの取組みをさらに充実発展させようというものです。

【第3期事業計画の目標】

(1) 事業の安定化と品質の向上

第3期と位置付けられたこの時期の課題は、将来の事業の方向性を模索しつつ、主体的な力量を抜本的に高める期間として取り組むことが重要です。法人事業の安定化とサービスの質の向上、そのための適切な職員体制の確保を通じて、事業の収益性を高め、次の事業展開の土台をしっかりと形作るべき時期と位置付け、課題を遂行していくことが求められています。

- ① 事業計画・予算の厳格な進行管理に基づく法人事業収益の安定化
- ② 利用者の声を第1にした事業の質の向上
- ③ 複数のステップアップコース設定など、働きがいのある魅力的職場の実現

(2) 地域福祉ネットワークの構築

同時に、ともに地域福祉に取り組む仲間の輪を広げ、地域福祉ネットワークの形成に努めることも今日の重要な課題となっています。障害者会館を中心とした福祉教育の取り組みや障がい者支援ネットワークづくり、住吉区地域福祉アクションプラン、住吉区障害者自立支援協議会、区社会福祉施設連絡会、介護保険事業者連絡会等の活動の中で、積極的な役割を果たしていかなければなりません。そして、これら地域の実践を通じて浮かび上がった課題を、積極的に大阪市や国の社会福祉施策に対して問題提起していく取り組みも重要な課題となっています。

(3) 新たな地域生活支援推進の拠点づくり

2012年の制度改定をにらみつつ、より身近な地域で支えあいの地域福祉を推進していける拠点づくりが急がれています。高齢者支援事業では住吉区北西部(住吉・東粉浜・墨江・清水丘の4連合)、障がい者支援事業では住吉区・住之江区・阿倍野区を主なエリアとして、地域に必要な拠点を整備していく必要があります。その際に大切なことは高齢・障がいの制度枠を越えた複合的施設であることと、高齢者専用住宅やケアホームなどの居住スペースの併設確保をしっかりと計画することです。まだまだ少ない福祉資源を地域の住民の皆さんと一緒に一つひとつ作り上げていくことが第3期の大きな課題です。

資料5

年表「この10年」

年	月	法人の事業・活動	福祉制度の動き／社会の動き
1999	3	住吉地区社会福祉法人設立準備委員会	電話番号大阪市内局番4けた化 ゴールドプラン21(2000～2004)
	6	30日：法人設立記念式典・祝賀会	
	7	高齢者デイサービス・在宅介護支援センター事業開始 6日法人登記(設立記念日)	
	8	高齢者ホームヘルプサービス事業開始	12月横山ノック府知事辞職
2000	2		大阪府知事に太田房江氏就任 森喜朗内閣 介護保険制度実施 社会福祉法施行 第1期介護保険事業計画(2000～2002)
	4		
2001	4	住吉区北西部福祉実態調査 生活支援型食事サービス事業	小泉純一郎内閣 USJ(ユニバーサルスタジオジャパン)開園 アメリカ同時多発テロ事件
	9		
2002	1	総セン法人移行基本計画 住吉区地域福祉計画モデル事業 オガリ作業所小規模通所授産施設認可 住宅福祉推進モデル事業 なごみ通信第1号創刊	赤バス住吉ルート運行開始 日韓共催FIFAワールドカップ 総セン改修工事(大広間・診療所の移設改修) 日朝首脳会談
	5		
	7		
	10		
2003	4	住吉総合福祉センター運営受託(館長：村田進) 法人運営移管の披露かねて「総センまつり」開催(4/6) 新規事業：障がいヘルパー・ふれあいデイ・身体知的障がいのデイサービス(イブニング)	3月イラク戦争開戦 障害者「支援費制度」実施 介護報酬改定(第Ⅱ期)
	6		
	10		
	12	児童デイサービス開始(隔週土曜日。9月より毎週土曜)	第2期介護保険事業計画(2003～2005) なんばパークスオープン 大阪市長に關淳一氏就任
2004	1	障がい児者余暇生活支援センターじらふ開設(帝塚山コンド賃借)児童デイの火～金放課後実施 なごみ施設長に村田進、総セン館長に門光男着任 なごみ在宅部門・総務の移転(総センより新設なごみへ) 特養なごみ開所 総センにボランティアコーディネーターの配置 総センまつり開催 なごみ「まちかど喫茶」(地域交流スペースの活用)開始 精神障害者地域生活支援センターこころの相談ネットふうが開設(総セン2階：現きずなの場所) 総セン「中高生サークルみつば」開始 オガリ作業所、駅前旧店舗跡へ移転 知的障害者通所更生施設・小規模通所授産施設併設 ライフサポート協会のウェブサイト開設	障害者基本法改正(差別禁止条項追加) 新潟県中越地震 プロ野球再編問題 新札発行(福沢諭吉・樋口一葉・野口英世) 発達障害者支援法制定
	2		
	3		
	4		
	6		
	8		
	11		
	12		
2005	1	なごみ厨房業務を日清医療食品(株)に委託 じらふ住之江(児童デイ・知的デイ・単独型ショート)開設 住吉区アクションプラン策定委員会 総センまつり開催(5/22) グループホームだいく(7号館1階)開設 職員新等級体系の実施	この年日本の人口戦後初の減少 介護保険法改正成立 衆院選「郵政解散」与党大勝 施設給付見直し・介護報酬改定 特養の居住費・食費の自己負担実施 出直し市長選で關氏再選
	5		
	7		
	10		
	12		

年	月	法人の事業・活動	福祉制度の動き／社会の動き
2006	3	総センふれあいデイサービス事業廃止	部落解放同盟住吉支部50周年
	4	住吉障害者会館を指定管理受託(06・07年度) 住吉総合福祉センター館長に藤本俊彦着任	介護保険法改正・保険料改定 予防給付の開始
	5	ライフサポート後援会結成総会	第3期介護保険事業計画2006～08
	6	総センまつり開催(6/4)	第1期障害福祉計画2006～08
	7	住吉区アクションプラン推進委員会各部会スタート	JR阪和線大阪市内高架完成
	8	大阪市地対財特法期限後の事業等の調査・監理委員会まとめの発表 総セン「老人福祉センター」廃止	大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険計画2006～08 大阪市障害福祉計画第1期2006～08
	9	グループホームかのん(15号館3階)開設	安倍晋三内閣
	10	住吉区アクションプラン推進委員会(第1回) 障害者自立支援法に合わせた事業の設置、制度移行	障害者自立支援法施行 国連障害者権利条約採択
	11	総セン改修工事(訓練室:2階→地下、ふうが2階→1階、地域交流スペース:居間を縮小)その後2階に「きずな」の設置工事	骨太の方針2006(社会保障5年で1.6兆円削減)
2007	2	介護保険サービス情報公表調査	国連障害者権利条約国内署名
	4	障がい通所事業(オガリ作業所・知的デイ・身体デイ)を障害者自立支援法体系の「生活介護」「就労継続支援」へ移行。イブニング・知的デイ・通所更生等は制度廃止	住吉青少年会館の事業廃止(貸館事業のみ継続)
	5	小規模多機能型居宅介護「きずな」開設 職員処遇の改善策実施(初任給のアップ・職員表彰制度)	参議院選挙:与野党逆転 療養病床再編(介護23万床廃止～2011年)
	8		2007世界陸上開催(長居スタジアム)
	9	法人全体で「品質向上月間」のプログラム(第1回) 市民オンブズマン受け入れ契約	福田康夫内閣
		総セン指定管理応募(08～11年度)2012年に障害者会館条例廃止も確定	日本郵政公社解散:郵便事業株式会社・ゆうちょ銀行などに分割
	10	大伴初代理事長逝去、藤本俊彦新理事長就任 ライフサポートまつり開催(10/21)…本年より法人全体でのプログラムとする	
	11		大阪市長に平松邦夫氏就任
	12	大伴前理事長を偲ぶ会	
2008	2	総セン事務スペース拡張の工事	住吉区役所新庁舎落成 大阪府知事に橋下徹氏就任
	4	住吉総合福祉センター館長に原田徹就任 住吉区障害者自立支援協議会結成総会	後期高齢者医療制度実施 住吉住宅新1号館落成
		じらふ住吉:帝塚山コンドを撤退し、総セン2階北端にデイルームを移設	障害者支援重点施策実施計画(後期)2008～13年
	9	汚染食品の取り扱いについての情報提供	麻生太郎内閣
	11	ライフサポートまつり開催(11/1)	年末～年始にかけ世界的不況(アメリカ発サブプライムローン問題に端を発する)
2009	4	特養なごみ2足制(上履き設定)実施	介護保険第Ⅳ期・自立支援事業第Ⅱ期の報酬改定(単価増・新規加算増設) 第4期介護保険事業計画 第2期障害福祉計画
	5	新型インフルエンザ対策実施(介護現場でのマスク着用・オガリ泊旅行の延期など)	大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画2009～11
	7	ライフサポート協会設立10周年記念式典	大阪市障害福祉計画第2期2009～11年